

浄化槽をきちんと使ってきれいな水へ

浄化槽は、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。浄化槽法により、次のことが義務づけられています。

1 法定検査(7条検査・11条検査)

保守点検とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、指定検査機関に依頼して受検してください。

指定検査機関 (一社)埼玉県浄化槽協会
☎048-533-4700

○7条検査・・・設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているか確認する検査。

浄化槽を使い始めてから3～5か月の間に行わなければなりません。

例)10人槽以下 13,000円

○11条検査・・・保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査。毎年1回行わなければなりません。

例)10人槽以下 5,000円

2 保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数を実施しなければなりません。登録業者は県ホームページで確認できます。



県ホームページ

3 清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器洗浄のことです。

年1回以上実施しなければなりません。

町の許可を受けた次の業者に委託してください。

許可業者(順不同) (有)伊藤商事 ☎62-4566

(有)伊藤衛生社 ☎62-0528

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

野外焼却禁止

家庭ごみの野外焼却は煙や悪臭が発生します。こうした行為は住民トラブルを招くだけでなく、有害物質を発生させ健康に害を及ぼします。また、空気が乾燥している季節や風が強い日は、火災となる可能性があります。

家庭ごみは正しく分別し、指定日にごみ収集所に出すか、秩父クリーンセンターへ直接搬入してください。

野外焼却とは

- 一斗缶などを使用しての焼却
- 地面に穴を掘っての焼却など

こんな苦情があります

- 近所の人が庭で野外焼却をしていて火が大きく怖い
- 煙がすごく洗濯物を干せない、臭いが付いてしまう

※違反すると罰則があります

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する焼却行為を行なった場合、行為者に対して5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

み～んなと**手**で**話**そう 簡単手話入門

【遊びに来てください】

両手の人差し指を立てて、顔の横で交互に前後に振ります。

甲を前に向けて立てた右手人差し指を前から手前に引き寄せます。

顔の正面で斜めに構えた右手を少し前に出しながら軽く頭を下げます。



動画はこちら



協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会